

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（六）

日本史学専攻近世近現代史ゼミ

今回からは、天保十二年（一八四一）の御用状留を史料紹介していく。この天保十二年には「御元締衆御用状留」（文書番号三六）と「御年寄衆御用状留」（文書番号三五）の二冊の御用状留があり、二冊とも掲載していく。前者は半原陣屋から元締衆へ出された御用状の記録で、内容については前回までの寛政三年「御郡代江之御用状留」と同じもので、「郡代」が「元締衆」と名称変更になっただけである。後者は年寄衆宛のもので、今回から初めて掲載するものである。藩主は十代安部信古（のぶひさ）であった。

「御元締衆御用状留」の内容をみると、まず幕府との関係では、①岡崎六所神社の勸進免許に関する幕府触が藩から陣屋へ伝えられている【丑三番】。つぎに藩江戸屋敷と陣屋との関係では、②江戸へ下した前年の年貢金の確認【丑一番】、③遠州織畳表ほか諸品の半原現地での購入とその江戸送付【丑一・二番】、④秋葉山初穂金などの奉納と御札受取【丑二番】などがある。最後に藩・陣屋と支配村・領民との関係では、⑤半原陣屋への領民等の年頭挨拶の

芳名帳の送付【丑一番】、⑥領民の宗門帳外し【丑一・二番】、⑦村役人の交代【丑一番】、⑧御用働・御金用働・他領金主・陣屋出入りの者への下され物【丑一・二・三番】、⑨陣屋奉公人への御褒美【丑一・二・三番】、⑩藩から村々が拝借する金とその返納【丑二番】、⑪陣屋奉公人(作事方見習)の雇入【丑二番】、⑫村の火事報告【丑二番】、⑬村内の定式普請【丑三番】、⑭領内にいる医師の江戸屋敷への召し抱え【丑三番】、⑮商人からの陣屋借入金【丑三番】などの記事がある。寛政三年と同じ種類の記事が多いが、寛政三年に比べ全体として淡々と書かれている印象が強く、陣屋の仕事がいわゆる「御役所仕事」化しているようにも思われるが、まだ翻刻途中でもあり、その評価は現段階では保留しておきたい。

「御元締衆御用状留」と「御年寄衆御用状留」を比較すると、両方に記載されている記事は、①～⑥⑩⑪⑫⑬である。そのほか⑧⑨も書かれているが、その途中経過の種々の受け答えについては「御年寄衆御用状留」には記載されず、最終結果だけが記載されている。①～④のように幕府や藩江戸屋敷に関わる案件は、必ず年寄にも報告されている。記載の差異があるのは領民との関係で、⑥⑫は事件性の高いもので、⑩⑪⑬も財政や人事関係のものであり、当然年寄に報告され判断を仰ぐべきものであろう。⑤⑧⑨は儀礼的なもので年寄へは簡潔に報告されるだけのようである。問題は⑦⑬⑮が「御年寄衆御用状留」には記載されていないことである。もちろんこれらについて元締から年寄へ報告は行われており年寄の許可・証印もされているが、半原陣屋から年寄への直接の報告がないということは、通常は元締あるいは勘定方で判断することであったと思われる、年寄はあまり関与していなかったと推察される。ただたとえば、「御元締衆御用状留」の二月十日付【番外】の去年の米金元払御勘定帳を送付した旨を伝える御用状には「但今便^者御元衆へ計出入」とも書かれており、藩江戸屋敷と陣屋との関係でも年寄には伝えていない場合もあり、

これらの点についてもまだ検討が必要と思われ、今後も課題として考えていきたい。今号以降も両者を比較し、どのような案件が半原陣屋役人から両者ともに伝えられ、またそのほかの案件のうち、どの案件がどちらだけに伝わるのかをみていくことにより、御年寄と御元締の役割担当の相違が明らかになればと思う。

なお本史料は、遠藤友貴乃・大背戸沙季・加古源・加藤愛・神谷悠里子・永井智也・野々村瞳・長谷川万純・堀井貴志・三輪純子・森俊哉・山寄大也・和久田帆南・渡邊佑葵が史料翻刻と説明文執筆のための資料調査・草稿作成を行い、史料翻刻の点検および説明文草稿のとりまとめと最終執筆を神谷智がおこなった。

〔横覧表紙〕

天保十二年

御元締衆御用状留

年番

辛丑正月

橋本又兵衛

丑老番

改年之御慶不可有盡期御座候。殿様益御機嫌能被成御超歳、年始恒例之御規式無御滞相済可申、恐悦至極奉存候。當御領中御陣屋向都而相替儀無御座候。

一、年頭為御祝儀、如例年御領内村役人并御用働・御金用勤其外寺社之面々、一昨五日迄追々御役所江罷出、無滞御

禮相濟申候。則名前帳巻冊差出申候。御落手宜敷御取計可被下候。

一、舊臘御地嚙々御用多可被成御入之處、万端無御滯相濟可申、目出度奉存候。當表^二而茂押迫迄無滯相仕舞申候。

一、舊臘廿六日附御地式貳番御用狀、去ル二日到來致拜見候。先以殿樣益御機嫌能被成御座、恐悅御同意奉存候。

一、從是舊臘差立候式拾三番・式拾四番御用狀、追々相達被成御披見、貴報被仰聞候趣致承知候、事濟候儀^者再貴報

致文略候。

一、右使御年寄衆^江可被仰伸儀^者、夫々被仰伸被下候由。

一、右使下シ金、左之通

一、去子御物成金之内^并御積金御借入之内共、都合金三百兩

一、同断御物成金之内、金三百兩

右之通追々差下候儀^ニ付、右差出證文相添、委細得貴意候趣御承知被下、右^者無滯着御納被下候^ニ付、御年寄衆御受取之御證印御申受、御返却被下致落手候。

一、右使窺書類、左之通

一、大黒講三會興行御入用御勘定組伺書老冊

一、遠州織り疊表御買上代御勘定組伺書老冊

一、山石御買上ヶ江戸廻シ一式御入用御勘定組伺書老冊

一、下宇利村百姓新藏宗門帳外伺書老冊

右之通追々致進達候儀^ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下、御年寄衆御聞濟之御證印御申受、御返却被下致落手候。

一、賀茂村百姓源右衛門庄屋掃役被

仰付之義ニ付、得貴意候趣御承知被下、御年寄衆江御申述被成候処、御聞濟ニ相成候由被仰聞致承知候。

右者菴願御地式拾式番御用状賞報ニ御座候。御入記之通落手致し候。

一、前条賀茂村源右衛門呼出し、庄屋掃役被仰付候処、難有仕合ニ奉存候旨申之御受御禮申之、別段為御礼御役所へ罷出候義ニ御座候。此段得貴意候。

一、例年之通、當御領分御用働・御金用勤其外他御金主向并御出入之もの江被下物窺書取調、本紙写共今便致進達候。御落手委細者書面ニ而御承知被下、宜敷御取計、御證印濟被遣可被下候。

一、例年春當御陣屋御奉公人江御褒美被下窺書取調、今便本紙写共致進達候。御落手是又宜鋪御取計、御證印濟被遣可被下候。

右之段為可貴意、如斯御座候。以上。

丑正月七日

山本富藏
橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

一、年始御禮名前帳

壹冊

一、御用働・御金用勤其外共被下物御勘定組窺書本紙写共

貳冊

一、當御陣屋御奉公人江御褒美被下

窺書御勘定組

本紙写共

〔七通〕
〔壹冊〕

三河國八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（六）

一、御身自分様へ拙者共の内状

壹封

一、又

○印へ入

右之通相認候処へ、御地旧臘廿七日附式拾三番御用状、去ル五日御蘭村庄屋見習文右衛門外老人帰着差出拜見いたし候。然れハ舊臘従是差立候式拾六番御用状相達被成御披見候由、貴報被仰聞候趣承知いたし候。事済候儀者再貴報文畧いたし候。

一、御蘭村出長蔵為迎、同村見習庄屋文右衛門・親類勘右衛門兩人共御地へ差出し候儀ニ付、得貴意候趣被成御承知候由。右者旧臘廿六日御地へ着いたし候段、御賄衆者被成御承知候。然處長蔵儀者其砌者病氣ニ罷在候処、旧臘廿六日病死いたし候ニ付、都而御取調方茂無御座、依而御答附御問合之御答ニ不被為及候旨承知いたし候。且右兩人願ニ付、御地旧臘廿八日出立被仰付候間、委細者御賄衆者承知可致旨被仰聞承知いたし候。

右者旧臘廿七日附式拾三番御用状貴報ニ御座候。

一、前条被仰聞候趣致承知、右一条ニ付而者彼是御手懸り之儀与奉遠察候。右兩人共前条之通り、一昨五日無恙帰村致し候儀ニ御座候。左様御承知可被下候。

番外

以飛札啓上いたし候。春寒之砌ニ御座候処、御自分様愈御堅固被成御勤仕珠重奉存候。然者山本富蔵儀、去年来より腫物ニ而不相勝候処、初春より俄ニ病氣差重ク、種々療治いたし候得共、養生不相叶、今十七日夜四つ時病死い

たし候ニ付、茂左衛門忌服御届ケ書壹通、御賄衆迄差出申候間、同人ノ御承知宜敷御取計可被下候。

一、茂左衛門忌服引籠ニ付、御用状除名いたし候間、左様御承知可被下候。

右一條為可貴意、如斯ニ御座候。以上。

丑正月十七日 橋本又兵衛

石川清兵衛殿

入記

一、御自分様へ拙者ノ内状 壹封



丑貳番

去ル八日付壹番御用状、同十五日到来致拜見候。如仰改年之御慶不可有盡期御座候。先以

殿様益御機嫌能被成御超歳、恐悅御同意奉存候。當御領中御陣屋向都而相替儀無御座候。

一、旧臘者御用多之所、無滞仕舞候義思召候旨被仰聞忝致承知、如仰抑詰迄ニ無滞相仕舞申候。御表之儀別而御用多之所、無御滞被成御仕舞候義致承知、目出度奉存候。

一、旧臘從是差立候兩度之御用状、追々相達アイタツし被成御披見候由。貴報被仰聞候趣致承知、事済候義者再貴報文略致し候。

一、右便得貴意候趣、御年寄衆へ可被仰伸義者、夫々被仰伸被下候由。

三河國八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(六)

一、右便拾巻々村御救拜借金返納年延之儀申渡受證文巻通、半原村与左衛門娘たき帳外申渡受正文巻通、賀茂村傳馬料拜借申渡受證文巻通共差立候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下、御披見之上、御年寄御一覽相濟候ニ付、御返却被下御落手致し候。

一、賀茂村去ル巳年類焼人御救拜借金返納方元金年延願之儀ニ付、得貴意候趣御承知被下候由。右御年寄衆へ被仰被下候処、是迄追々延納ニも相成候旁如何ニ候得共、併願之筋も無余儀ニ付、元金年延御聞濟ニ付、左様承知可然取計可申旨被仰聞致承知候。

一、去子皆済目錄寄書拔巻冊并御拂米買受人名前書付巻冊、平均直段書付巻冊、ノ三冊共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右御披見之上、御年寄衆御一覽相濟候旨被仰聞致承知候。

一、去子御拂米残切手拾三枚、御元ノ方押切御消印ニ差立候所、御落手御消印濟被遣之、落手致し候。

一、去子夏以来追々下シ金仕訳書巻冊并當御役所御積金仕訳書巻冊共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。是又御年寄衆へ御差出御一覽相濟候由被仰聞致承知候。

一、前条御積金之内御借入證文三百両一口、百八拾兩一口、貳百五拾兩一口、六兩壹分余一口、ノ四口證文四通、御年寄衆御證印として致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下、則御證印濟ニ付被遣之致落手候。

一、去子夏御借戻金書替證文并御返濟切證文共都合六通、為御消印致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下、御消印濟被遣之落手致し候。

一、近藤才治御抱人伺書巻通致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知被下、御年寄衆御聞濟之御附札被成下被下致落手候。尤ニ付委細以御内状被仰聞候間、承知可致旨被仰聞致承知候。

一、去子夏以來江戸廻しニ取計候木品其外運ちん諸懸り御入用御勘定組同書志冊致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右者御年奇衆御聞濟之御證印御取被遣之致落手候。

一、御役料被下方之儀ニ付、御問合得貴意候趣御承知被下候由。右者左之通。

一、銀式枚 山本富藏

是者去八月朔日以後之儀ニ付、半方頂戴之儀ニ候由。

一、金式百疋 長谷川時之助

是者去年八月以後之儀ニ候共、丸ニ相渡し可申。以來者十二月計ニ相渡し可申旨。

一、又兵衛 御上下頂戴ニ付、御問合之得貴意候趣御承知被下、御品ニ而頂戴之含ニ候ハ、御表ニ御廻し可被下、代料ニ而受取候ハ、銀三拾目頂戴可致旨被仰聞委細致承知候。

右者去ル八日付老番御用狀貴報ニ御座候。御入記之通り受取申候。

一、前条賀茂村類焼人拜借金返納元金年延願御聞濟之趣被仰聞候ニ付、則村役人呼出し申渡し候處、難有仕合奉存候旨御礼申之、則利足金式返納錢金廿七兩兩式分三朱永拾式文五分相納候ニ付、今便差立候間、御落手宜敷御取計御納可被下候。尤右之

内金式兩式分三朱老包・端永錢八拾式文若御賄中ニ上納之積及懸合申候間、同人ニ御落手宜しく御取計可被下候。

一、前条中宇利村近藤才治御作事方見習御抱入伺御聞濟之御附札濟被遣之致落手、則同人呼出し御下知之趣を以、定詰御足輕被

召抱、御作事方見習被 仰付、御給金式兩式分老人口被成下候段申渡候處、冥加至極難有仕合奉存候旨、御請御礼申上候義ニ御座候。此段得貴意候。

〇〇跡跡
一、下宇利村百姓新藏宗門帳外伺御聞濟ニ付、則親類・組合・隣家・村役人呼出し、御下知之趣申渡、受證文申付、今便致進達候。御落手宜敷御取計可被下候。

一、去ル十日昼八時比、(例)中宇利村百姓惣七居宅七出火仕、本家・釜家・灰部屋共焼失致し候段、村役人注進申出候ニ付、早速見分之上、當人并親・組合・隣家・村役人呼出し、出火之始末吟味致し候所、全手過二而自火二相違無御座趣ニ相聞、并人馬怪我類燒等も無御座旨申立候ニ付、先例之通取計、御届書取調卷冊并一件書物相添、今便致進達候。御落手宜御取計可被下候。

一、如例年遠及秋 葉山へ御足輕使を以、御初穂金百疋并小札料鳥目百五拾四銅奉納仕候処、大小御札到来ニ付、例之通取計、小札百五拾枚并洞雲寺へ献上大般若之御札とも、今便別段並便を以、御賄中江向差立申候。左様御承知可被下候。

前(〇〇)
一、前条山本富藏・長谷川時之助御役料頂戴方之儀、被仰聞候通、富藏分去子年分銀壹枚、時之助去年分金貳百疋頂戴致し候。左様御承知可被下候。

一、又兵衛頂戴之 御上下者、代料二而銀三百目頂戴致し候。此段御承知可被下候。

一、旧臘廿八日之御奉書を以、拙者共不存寄御褒美御目録金三百疋つ、拝領仕、山本富藏貳百疋拝領仕、冥加至極難有仕合奉存候。此段御吹聴得貴意候。右者御雜用金之内を以頂戴仕候。此段御承知可被下候。

一、山本茂左衛門忌明ニ付、一昨廿七日日出勤致し候。此段得貴意候。右御届書者御賄中迄差出し申候。左様御承知可被下候。

一、當丑年番山本富藏相勤候段、旧臘御届書差出し候処、此度致死去候ニ付、當年番橋本又兵衛相心得可申、此段御

承知可被下候。御届書老通致進達候間、御落手宜敷御取計可被下候。

右之段為可得貴意、如此ニ御座候。以上。

丑正月廿九日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

一、金貳兩貳分三朱

老包

一、下宇利村新藏宗門帳外申渡受證文

老通

一、中宇利村百姓惣七出火之儀御届書

老冊

一、右同人吟味口書^辨御免申渡受證文共

貳通

一、年番御届書

老通

一、御自分様へ拙者共ノ内状

老封

丑三番

去月廿八日付貳番御川状、去ル五日到来致拝見候。先以

殿様益御機嫌能被成御座、恐悦御同意奉存候。當御領中御陣屋向都而相替候義無御座候。

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(六)

一、從是去月七日付差立候并番外御用狀共相届被成御披見候由。貴報被仰聞候趣致承知、事濟候義者再貴答文略致し候。

一、從是差立候

一、右便當表御用勸・御金用勤其外他御金主向御出入之者へ被下物窺書本紙写共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右者御年寄衆御聞濟之御附札濟被遣之被下致落手候。

一、例年春定式御陣屋御奉公人互被下候御褒美伺書本紙写共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右者御年寄衆御聞濟之御附札濟被遣之被下致落手候。

一、山本富藏致死去候義ニ付、得貴意候趣御承知被下、茂左衛門愁腸ウレシ之段御察被下候段被仰聞忝承知仕候。

一、右便得貴意候趣、御年寄衆へ可被仰伸義者、夫々被仰伸被下候由。

一、從

公儀三州岡崎六所大明神社頭其外大破ニ付勸化 御免御觸書写ウ卷冊、御年寄衆被成御渡候ニ付被遣之候間、落手例之通取計可申旨被仰聞、承知落手致し候。

右者去月廿八日付式番御用狀貴報ニ御座候、御入記之通受取申候。

一、前条御用勸其外へ被下物伺御聞濟之御證印濟致落手、則例之通取計、御下知之趣を以銘々相渡し候所、何れも難有仕合奉存候旨申之、別段為御札罷出申候。此段得貴意候。

一、前条御奉公人互御褒美被下伺書御附札濟致落手、則御下知之趣を以、銘々相渡し候所、冥加至極難有仕合奉存候旨、御札之儀拙共迄別段申出候。此段御承知可被下候。

一、前条勸化 御免御觸書落手致し、則例之通取計、御領中へ相觸申候。

一、賀茂村大川通春定式御普請之儀願出見分吟味之上、別紙大積帳取調壹冊致進達候。御落手委細^者書面^二而御承知被下、宜敷御取計可被下候。

一、右同村字檜谷用水溜池樋類御修復願出見分吟味之上、御入用大積取調壹冊并御蘭村同断壹冊、下宇利・半原兩村立會同断壹冊、都合三冊今便致進達候。御落手委細^者書面^二御承知被下、宜敷御取計、御證印濟被遣可被下候。

一、稻垣謙二義、御奉公を以、今般御納戸席御醫師^二被召出、御扶持方八人口・御葉種料金^三兩被成下、家内一同江戸表引越被仰付候。此段得貴意候。

一、當春御雜用金御不足^三付、淺見与兵衛^〆金貳拾五兩御借入^二取計申候。左様御承知可被下候。右^二付同人渡證文取調、本紙写共今便致進達候。御落手御調印之上、御年寄衆御證印御取被遣可被下候。

右之段為可得貴意、如此^三御座候。以上。

丑閏正月廿一日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

一、賀茂村大川通春定式御普請御入用大積伺書

壹冊

一、右同村字檜谷用水溜池樋類御修復御入用大積伺書

壹冊

一、御蘭村字姥沢用水溜池以樋御普請御入用大積伺書

壹冊

一、下宇利・半原兩村立會字瀧ノ入用水溜池以樋御修復御入用大積伺書

壹冊

一、御雜用金貳拾五兩御借入ニ付浅見与兵衛へ渡證文本紙写

〔卷通
卷冊〕

一、御自分様へ拙者共の内状

卷封

一、右同断茂左衛門

卷封

一、右同断又兵衛

卷封

番外

以飛札致啓上候。御自分様弥御堅固被成御勤役珍重奉存候。當方都而相替儀無御座候。

一、當春去子年米金元拂御勘定帳取調出来候間、一件書物取揃、今便並便を以差立申候。着之上御落手御熟覽之上、

宜敷御取計可被下候。尤取調方不行届義も御座候ハ、存之分御腹臆被仰聞可被下候。右一条而已為可得貴意、如

斯ニ御座候。以上。

丑二月十日

江戸屋へ出入。橋目貳百目。但今便御元ノ衆へ計出。
橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

(未完)

〔禮帳表紙〕

天保十二年

御年寄衆御用狀留

年番

辛丑正月

橋本又兵衛

改年之御吉慶不可有際限御座候。殿様益御機嫌能被遊御迎陽、恐悦至極奉存候。年頭之御祝儀為可申上、捧愚札候。

恐惶謹言

正月三日

長谷川時之助

山本富藏

橋本又兵衛

山本茂左衛門

名栗判

菊 安太夫様
朝 只之進様

青陽之御慶不可有盡劇期御座候。御手前様方弥御勇健ニ被成御超歳、弥重御儀奉存候。年頭之御祝儀為可申上、以愚札如斯御座候。恐惶謹言

正月三日

山本富藏

橋本又兵衛

山本茂左衛門

判

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用狀留（六）

右御兩人様

參入々御中

改年之御慶不可有盡期御座候。各様弥御堅固被成御越年、玆重奉存候。年頭之御祝詞為可得御意、如斯御座候。恐惶

謹言

正月三日

右三人

判

福島周治様

吉野六郎左衛門様

石川清兵衛様

中村貢様

豊泉善左衛門様

參入々御中

以別紙申上候。當御領中別条無御座候。

一、例年之通、年頭為御祝儀、御領内村役人・御用働・御金用働其外寺社之面々、一昨五日迄追々御役所_ニ罷出、無滞御禮相濟申候。右名前帳之儀_者今便御元締衆迄差出し申候。

一、舊臘廿六日之尊書相届拜見仕候。然_者從是舊臘六日・同十二日付を以進達仕候書状相届、御披見被成下、為尊答被仰下候趣承知仕候。尊書_ニ而事相濟候義_者再御請不申上候。

一、右便下シ金三百兩宛二口都合六百兩、追々無滞着、相納候_ニ付、右差出證文武通、御請取之御證印被成下、御元

衆ヲ到来落手仕候。

一、右之外御用向之儀者御元縮衆ヲ可申參候間、可得其意旨被仰下承知仕、則御同人ヲ申參候衆奉得其意候。

一、去子大黒講三會目興行諸御入用御勘定組伺書卷冊、遠刃織畳表御買上ヶ代御勘定組伺書卷冊、并山石御買上ヶ代其外一式御入用御勘定組窺書卷冊、下宇利村百姓新藏宗門帳外伺書卷冊共、夫々御聞濟之御下知御證印被成下、御元衆ヲ到来落手仕候。

一、右之外今便御用向之儀者御元衆迄申伸候衆、御同人ヲ可被申伸衆、御承知可被成下候。

右之段為可申上、如斯御座候。以上。

正月七日

山本富藏
橋本又兵衛
山本茂左衛門

菊 安太夫様
朝 只之進様

御精符之趣御元衆ヲ承知仕

一筆啓上仕候。然者御手前様御儀、上方御用向被為濟、舊臘押詰、弥御勇健、御道中無御滞被成御着府候御事与目出度御儀奉存候。右御欽為可申上、以愚札如斯御座候。恐惶謹言

正月五日

右三人
判

菊 安太夫様
參人々御中

尊書拜見仕候。如尊命改年之御吉慶不可有際限御座候。

殿様益御機嫌能被成御超歳、年始之御規式如御嘉例、首尾好被為濟候段被仰下承知仕、恐悅至極奉存候。右御請為可申上、如斯^ニ御座候。恐惶謹言

正月廿八日

橋本又兵衛
山本茂左衛門
朝菊

安太夫様
只之進様

猶以本文之趣、當御陣屋詰合之面々江通達可仕旨被仰下奉畏、則夫々申通候処、恐悅至極奉存候旨、一同御請申上候義御座候。以上。

一筆啓上仕候。

殿様益御機嫌能被遊御座、恐悅至極奉存候。次御手前様方弥御勇健被成御勤仕、珍重御儀奉存候。當御領中別条無御座候。御用向之儀者以別紙申上候。此段為可申上、捧愚札候。恐惶謹言

正月廿九日 右兩人

右御兩人様

去ル八日之尊書、同十五日到来拜見仕候。然者從是舊臘十八日・同廿六日付を以兩度進達仕候書状追々相届、御披見被成下、為尊答被仰下候趣奉得其意候。尊答^ニ事相濟候義者再御請不申上候。

一、半原村与左衛門娘たき宗門帳外申渡并賀茂村傳馬料拜借申渡、拾壹ヶ村御救拜借金返納年延之申渡受證文、都合三通、御元ノ衆ノ被差出、尊覽被成下候旨被仰下承知仕候。

一、去子夏御借戻金書替古證文并御返濟切引上ヶ證文共都合六通、御元ノ衆ノ被差出、御消印被成下、御元ノ衆江御渡被成候旨被仰下承知仕候。

一、右之外御用向之儀御元ノ衆ノ可申參候間、可得其意旨被仰下承知仕、則申參候条承知仕候。

一、去子夏以來追々江戸廻シ木品其外運賃諸懸リ御入用御勘定組窺書壹冊、御聞濟之御證印被成下、御元ノ衆ノ到来落手仕候。

一、當春御積金之内御借入證文四通、御證印被成下、御元ノ衆ノ到来落手仕候。

一、中宇利村近藤才治御作事方見習御抱入伺書御聞濟之御附札被成下、御元ノ衆ノ到来落手仕、則當人呼出し、御下知之趣を以、定詰御足輕被召抱、御作事方見習被仰付、御給金貳兩貳分壹人口被成下候段申渡候処、冥加至極難有仕合奉存候旨、御請御礼申上候義ニ御座候。此段申上候。

一、下宇利村百姓新藏宗門帳外伺御聞濟之御下知被成下候ニ付、則親類・組合・隣家・村役人共呼出し、御下知之趣申渡、受證文申付、御元ノ衆迄差出申候。

去ル十日晝八ツ時比

村役人

一、中宇利村百姓惣七居宅ノ出火仕、本家・釜家・灰部屋共焼失仕候段、届出候ニ付、早速見分仕、其後當人并親類・組合・隣家・村役人呼出し、出火之始末吟味仕候処、全手過ニ而自火ニ相違無御座趣、并人馬怪我類焼等も無御座旨ニ付、先例之通取計、御届書其外一件書物、御元ノ衆迄差出申候間、御同人ノ可被差出条、御承知可被成下候。

一、如例年遠忍秋葉山へ御足輕使を以、御初穂金百疋并小札料鳥目百五拾四銅奉納仕候処、大小御札到来ニ付、例之

通取計、小札百五拾枚并洞雲寺へ献上大般若之御札共、今便別段並便を以、御前中江向差立申候。左様御承知可被成下候。

右之段御請旁為可申上、如斯ニ御座候。以上。

正月廿九日 右兩人

右御兩人様

一、右之外今便御用向之儀ハ御元へ衆迄申伸候間、(御兩人へ脱)可被申伸候条御承知可被成下候。

一、窺御機嫌呈書例之文言。

閏正月廿一日

橋本又兵衛
山本茂左衛門
判

朝 菊 安太夫様
只之進様

去月廿八日之尊書、去月五日到来拜見仕候。然者從是去月七日付を以進達仕候書状相届、御披見被成下、為尊答被仰下候趣奉得其意候。尊答ニ而事相濟候義者再御請子申上候。

一、從

公儀三州岡崎六所大明神社頭其外大破ニ付修復為助成勦化 御免御觸書写卷冊、御元へ衆江被成御渡候ニ付被遣之候

間、落手例之通取計可申旨被仰下承知仕候。

一、右之外御用向之儀者御元ノ衆ノ可申參候間、可得其意旨被仰下、則申參候条承知仕候。

一、前条勸化 御免御觸書写落手仕、例之通取計、御領中江相觸申候。

一、右之外今便御用向之儀者御元ノ衆ヲ申申候条、御同人ノ可被申申候条御承知可被成下候。

右之段御請旁為可申上、如斯御座候。以上。

閏正月廿一日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

菊 安太夫様
朝 只之進様

去月廿八日之尊書、去ル五日到來拜見仕候。然者稻垣謙二義被

仰付方之儀ニ付、尊書御卷封被遣之候間、十徳着用御役所へ罷出候様申通、於同所右書相渡可申旨被仰下奉畏、則被

仰下候通取計、尊書相渡し申候所、拜見之上、今般御納戸席御醫師被 召出、御扶持方八人口・御菓種料金三両被成

下、家内一同江戸表へ引越被 仰付候段、冥加至極難有仕合奉存候旨申之候。尤御請御礼之儀者當人ノ申上候儀ニ御

座候。右之段御請旁為可申上、如斯ニ御座候。以上。

閏正月廿一日 橋本又兵衛

右御兩人様

前へ引上ル

○一、當表御用働・御金用勤其外他向御金主御出入之ものへ被下物伺書御聞濟之御證印被成下、御元ノ衆ノ到来落

手仕、則例之通取計、御下知之趣を以夫々相渡し候所、冥加至極難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼罷出申候。此段申上候。

○一、當御陣屋御奉公人江御褒美被下物窺書御聞濟之御下知被成下候旨、則其段申渡、銘々頂戴為仕候処、何れも冥加至極難有仕合奉存候旨、私共迄御礼申出候。此段申上候。
(未完)

注

(1) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第二卷』(岩波書店、一九九二年)、史料番号一五三四(天保十一年十二月二十九日付) 参照。

『愛大史学』第二十一号 正誤表

五〇「6」ページ、右六行

誤：東に位置する

正：西に位置する

五四「10」ページ、左三行

誤：ビーリーンの北東に位置する

正：ビーリーンの北西に位置する

六六「22」ページ、右一行

誤：ウジ園を有しているが、ピンロウジ税ではなく「軒につき蜜蝋五ペイターを納入すること。もしこれができない場合
正：削除

六八「24」ページ、右一行

誤：に従事していた人たちのことであろう。

正：「チーに蜜蝋一（ペイター）納入する」ことになっていた。この場合のカレンは、パティン西方のヤカイン山麓で焼畑耕作に従事していた人たちのことであろう。

六九「25」ページ、右四行

誤：王朝時代

正：王国時代

七〇「26」ページ、右一行

誤：せない。併合以前農地は小さく、分散していた。一八四八／四九年段階で米価は百ティンあたり八ルビーであり、王
正：削除

